

○西入間広域消防組合自動体外式除細動器（AED）貸出要綱

（目的）

第1条 この要綱は、西入間広域消防組合（以下「組合」という。）が貸出用に配備した自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出しについて、必要な事項を定め、住民が参加する各種行事等に貸出し、配置することにより心肺停止への迅速な救命活動に備える事を目的とする。

（AED の管理）

第2条 この要綱により貸出しを行う AED は、消防課において管理する。

（貸出し対象）

第3条 AED は次の各号のいずれかに該当する場合に貸出しを行うものとする。

- (1) 組合の管轄内において開催されるスポーツ競技、講習会、営利を目的としない行事
- (2) 毛呂山町、鳩山町、越生町が主催、共催、後援、協賛する行事
- (3) その他消防長が認める場合

（貸出し要件）

第4条 AED の貸出しにあたっては、医療従事者、消防職員又は消防署等による AED の使用に必要な講習等を修了した者を、行事等の期間を通じて会場に配置しなければならない。

（貸出し申請）

第5条 AED の貸出しを受けようとする者（以下「申請書」という。）は、西入間広域消防組合自動体外式除細動器（AED）貸出申請書（様式第1号）を消防課へ提出しなければならない。

（貸出しの決定）

第6条 消防長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、貸出しの承認又は不承認を決定するものとする。

（貸出し期間）

第7条 AED の貸出し期間は、貸出し日から 3 日以内とする。ただし、消防長が必要と認めた場合は、この限りではない。

（経費負担）

第8条 AED の貸出し料は、無償とし、貸出し期間中における AED の運搬、保管等に要する経費は申請者が負担するものとする。ただし、AED を傷病者に対して使用した際ににおける消耗品等に係る経費は、組合がこれを負担する。

（貸出し中の管理）

第9条 申請者は、下記の留意事項を遵守し、AED を常に良好で管理し使用しなければならない。

- (1) AED を乱雑に取り扱わない。
- (2) AED を使用目的以外に使用してはならない。
- (3) AED を営利目的として使用してはならない。
- (4) AED を転貸し、又は譲渡してはならない。

(返還)

第10条 消防長は、次の各号のいずれかに該当したときは、貸出し期間中であっても申請者からAEDを返還させることができる。

- (1) 第3条に規定する貸出対象でなくなった場合
- (2) 第4条及び第9条の規定に違反した場合
- (3) 不正又は虚偽の申請により貸出しの承認を受けた場合
- (4) その他、消防長が特に必要と認めたとき

(使用報告)

第11条 申請者は、AEDを使用した場合には、AEDを返却する際に西入間広域消防組合自動体外式除細動器(AED)使用報告書(様式第2号)に必要事項を記入し消防長に提出しなければならない。

(事故報告)

第12条 申請者は、AEDを紛失し、又は破損等させた場合には、西入間広域消防組合自動体外式除細動器(AED)紛失・破損等報告書(様式第3号)に必要事項を記入し、消防長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第13条 申請者が故意又は過失によりAEDを紛失し、又は破損等させた場合には、現品、又は相当と認める金額をもって賠償するものとする。

附 則

この告示は、令和7年2月1日から施行する。